

店頭暗号資産証拠金取引_契約締結前交付書面

新旧対照表

新	旧
<p>P.2 <u>2021年5月</u></p> <p>P.4 2. 暗号資産 CFD について (10) お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、<u>SBI クリアリング信託株式会社</u>（以下、「信託銀行等」）へ金銭信託を行う方法によって当社の自己資金とは区分して管理しております。証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益及び取引終了時点における建玉と当社が各暗号資産の基準レートによって算出した損益評価額を加算した金額とし、毎銀行営業日を計算基準日として確定した上で、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して2銀行営業日以内に信託銀行等に追加信託することによって区分管理必要額以上の残高を維持いたします。</p> <p>P.6 <u>(22) 各取引ツール上のチャートは、スプレッド一覧の第二区分に適用されるレートに基づいて描画されておりますので、注文数量によっては注文画面に表示されるレートと異なる場合があります。</u></p> <p>P.10 ■証拠金 (2)証拠金の差入れ 新規に売買注文を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (<u>SBI クリアリング信託株式会社</u>名義の金融機関口座を含む。) に振込送金する方法によって証拠金の入金を行います。「暗号資産 CFD」は、当社が当該口座への証拠</p>	<p>P.2 2021年4月</p> <p>P.4 2. 暗号資産 CFD について (10) お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、<u>FX クリアリング信託株式会社</u>（以下、「信託銀行等」）へ金銭信託を行う方法によって当社の自己資金とは区分して管理しております。証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益及び取引終了時点における建玉と当社が各暗号資産の基準レートによって算出した損益評価額を加算した金額とし、毎銀行営業日を計算基準日として確定した上で、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して2銀行営業日以内に信託銀行等に追加信託することによって区分管理必要額以上の残高を維持いたします。</p> <p>(追加)</p> <p>P.10 ■証拠金 (2)証拠金の差入れ 新規に売買注文を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (<u>FX クリアリング信託株式会社</u>名義の金融機関口座を含む。) に振込送金する方法によって証拠金の入金を行います。「暗号資産 CFD」は、当社が当該口座へ</p>

金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引を行うことができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに2銀行営業日程度時間を要する場合があります。不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

P.12

■課税上の取扱い

個人が行った店頭における暗号資産 CFD で発生した益金（売買による差益からレバレッジ手数料を加減算した収益をいいます。以下、同じ。）につきましては、「雑所得」として総合課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。

（注）復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。

※金融商品取引業者は、顧客の店頭暗号資産証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、個人番号、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄の税務署長に提出します。

※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる可能性があります。

※詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

P.23

当社の概要について

の証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引を行うことができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに2銀行営業日程度時間を要する場合があります。不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

P.12

■課税上の取扱い

個人が行った店頭における暗号資産 CFD で発生した益金（売買による差益からレバレッジ手数料を差し引いた収益をいいます。以下、同じ。）につきましては、「雑所得」として総合課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。

（注）復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。

※金融商品取引業者は、顧客の店頭暗号資産証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、個人番号、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄の税務署長に提出します。

※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる可能性があります。

※詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

P.23

当社の概要について

<p>資本金 4億8000万円 (<u>2021</u>年3月31日現在)</p> <p>P.25</p> <p>・損益評価額</p> <p>未決済建玉に係る評価損益の額と、ロールオーバーによって発生したレバレッジ手数料の額を<u>加減</u>したものの。</p> <p>P.27</p> <p>(<u>2021</u>年5月)</p>	<p>資本金 4億8000万円 (2020年3月31日現在)</p> <p>P.25</p> <p>・損益評価額</p> <p>未決済建玉に係る評価損益の額と、ロールオーバーによって発生したレバレッジ手数料の額を差引きしたものの。</p> <p>P.27</p> <p>(2021年4月)</p>
--	--